冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	2022年 7月 28日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	京都信用金庫 理事長 榊田 隆之

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類								
				年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数		
	エアコンディショナー			409 台	1 台	15 台	420 台		
	冷蔵機器及び冷凍機器			7 台	0 台	0 台	7 台		
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロン充塡量		代替フロン回収量			
	エアコンディショナー			3. 2	キログラム	70. 1	キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機器			0	キログラム	0	キログラム		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	用	時	保全管理業者がマニュアルに基づき、年1回の定期点検と年4回の簡易 点検を実施している。					
	廃	棄	時		製品の廃棄時には 基づき廃棄してい	、保全管理業者の いる。	フロン管理担当		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時	府内の事業所で管 し、不具合が無い		に対して夏季の前	に試運転を実施		
	廃	棄	時		破壊証明書が回付 !されている事を確	·された事を確認し :認している。	、冷媒用代替フ		
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際はトップランナー機器(地球温暖化係数が低い冷媒を使用した 製品)を導入する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。